

投票にあたってのご注意

- 有権者が同伴するお子様(18歳未満)は、投票所内に入ることができます。ぜひ一緒にご来場ください。ただし、お子様が投票用紙に記載したり、投票箱へ投函することはできません。
- 投票記載台の上に鉛筆をご用意しておりますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。
- 投票の際の筆記用具は、**鉛筆を推奨**しています。水性ペンやボールペン等は乾さにくく、投票箱の中で他の投票用紙が汚れたり、投票用紙同士が接着したりする恐れがあります。ただし、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。
- 心身の故障などのため、ご自身での投票が困難な方は、職員にお申し出ください。様々な投票方法・投票に際しての支援制度があります(右欄「身体の不自由な方には」を参照)。
- 投票所内で、投票について他人と相談したり、携帯電話等での通話はできません。
- 投票所内での撮影・録画・録音はできません。**
- 投票所内における**マスクの着用の有無**については、有権者の方々・投票所の係員を問わず、**任意となります。**

身体の不自由な方には

■代理投票

心身の故障等で、投票用紙への自書が困難な方は、代理投票ができます。**投票所の係員**が、候補者名をお聞きし、ご本人に代わって投票用紙への記載をします。ご希望の方は、受付にてお申し出ください。

※ご家族等が代わりに記載することは、**法律上できません。**

■点字投票

目が不自由で、点字による記載が可能な方は、点字投票ができます。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。

なお、点字版の候補者一覧、点字版の「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)もご用意しています。

■その他

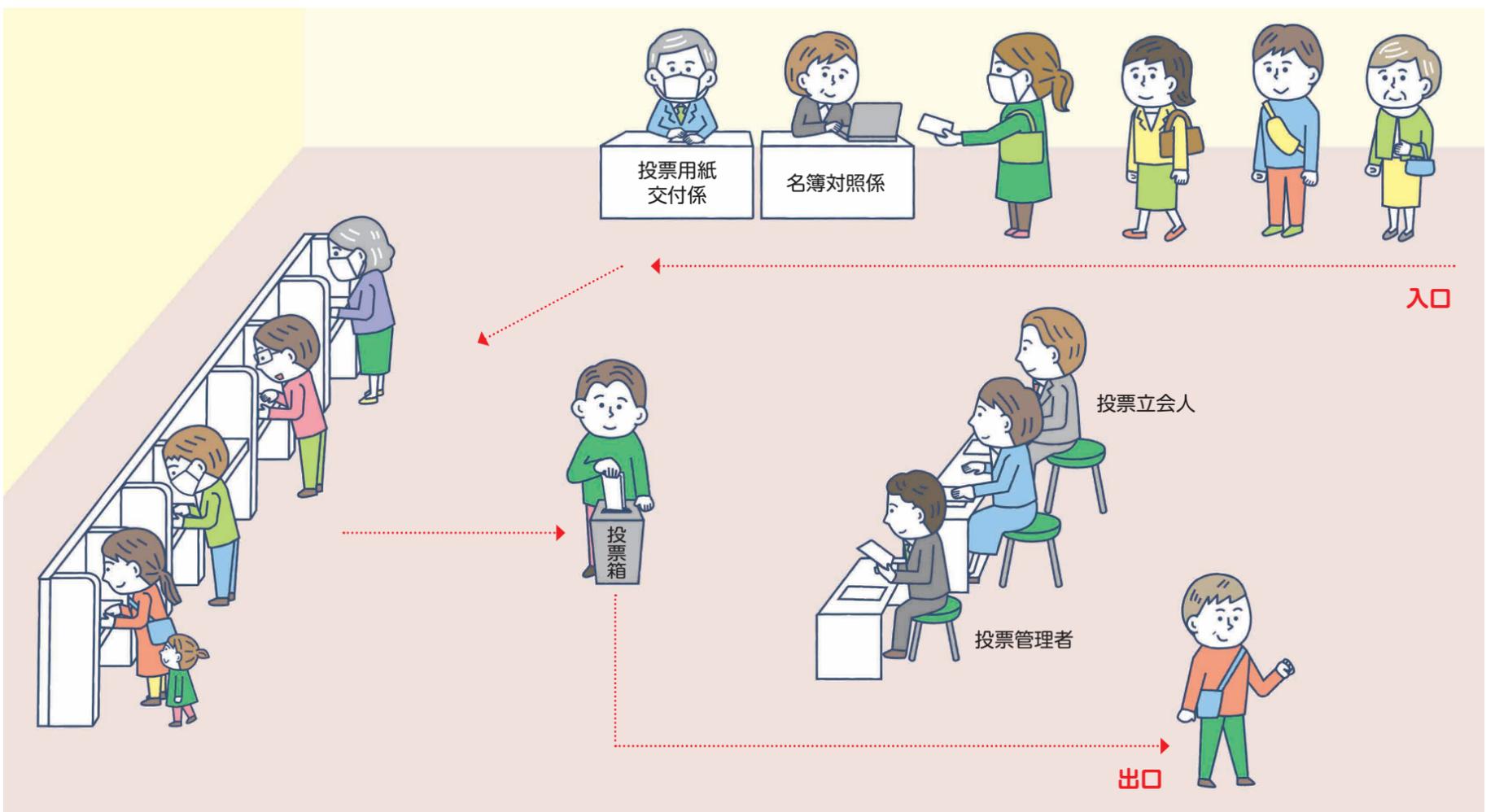
全ての投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等をご用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。

その他、コミュニケーションが取りづらい方のための「**投票支援カード**」(右二次元コード)のほか、弱視の方が投票用紙へ記載しやすくする「**投票記載補助具**」もご用意しています。ご希望の方は、受付にて係員にお申し出ください。



投票支援カード

投票所内での投票の流れ



※イラスト内における人員・物品等の配置は、あくまで一例であり、実際のレイアウトは各投票所の状況に応じて異なります。

候補者の情報

告示日の立候補届出直後から、候補者による様々な選挙運動が展開されます。候補者に関する貴重な情報が収集できる機会です。ぜひご活用ください。

インターネット



ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、X(旧Twitter)、LINE、Facebook、Instagram、動画投稿サイト等)や、電子メールなどで、多くの候補者が情報を発信しています。

ポスター掲示場



新宿区内379か所に設置されます。直近の法改正により、候補者氏名の記載の義務化、他の候補者の名誉を傷つけたり、特定商品の宣伝が禁止されるなど、品位保持規定が設けられました。

選挙運動用ビラ

街頭演説の場所・個人演説会の会場・選挙事務所・新聞折込にて入手できます。



街頭演説・選挙運動用自動車等



選挙公報

各ご家庭に配布されるほか、区主要施設にも設置します。また、東京都選挙管理委員会のホームページでもご覧になれます。



※上記でご紹介している選挙運動は、必ずしも全ての候補者について行われるとは限りません。選挙運動を行うか否かは、各候補者の判断に委ねられます。